

指定管理者（健康福祉局関連）の指定について

1 健康福祉局所管の指定管理施設（平成 22 年 4 月 1 日現在）

区 分	施設数	内 訳
開所済み	176 施設	地域ケアプラザ 111、福祉保健活動拠点 18、老人福祉センター18、精神障害者生活支援センター 6、その他 23
未開所 (条例設置済み)	3 施設	地域ケアプラザ 3
合 計	179 施設	

2 平成 22 年度に予定している指定管理者の指定（計 160 施設）

(1) 平成 22 年第 2 回市会定例会

施設名称	施設数	選定方法	指定期間
福祉保健活動拠点	2	公募	5 年
地域ケアプラザ	49	公募	5 年
合 計	51		

(2) 平成 22 年第 3 回市会定例会（予定）

施設名称	施設数	選定方法	指定期間
福祉保健活動拠点	13	公募	5 年
地域ケアプラザ（新設予定含む）	51	公募	5 年
障害者研修保養センター「横浜あゆみ荘」	1	公募	5 年
知的障害者生活介護型施設「中山みどり園」	1	公募	10 年
精神障害者生活支援センター	6	公募	10 年
メモリアルグリーン（新墓園）	1	公募	5 年
合 計	73		

(3) 平成 22 年第 4 回市会定例会（予定）

施設名称	施設数	選定方法	指定期間
社会福祉センター	1	非公募	2 年
福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」	1	非公募	2 年
保護施設「浦舟園」「中央浩生館」	2	公募	5 年
隣保館等「寿生活館」「はまかぜ」	2	公募	5 年
総合リハビリテーションセンター（ ）	4	非公募	5 年
障害者スポーツ文化センター「横浜ラポール」	1	非公募	5 年
高齢者保養研修施設「ふれーゆ」	1	公募	5 年
老人福祉センター	18	公募	5 年
養護・特別養護老人ホーム	4	公募	5 年
総合保健医療センター	1	非公募	5 年
スポーツ医科学センター	1	公募	5 年
合 計	36		

：福祉機器支援センター（3 施設）を含む

(4) 平成 22 年度中に指定議案上程の予定がない施設

施設名称	施設数	選定方法	指定期間
福祉保健活動拠点	3	公募	5 年
地域ケアプラザ	14	公募	5 年
知的障害者生活介護型施設「つたのは学園」	1	公募	10 年
救急医療センター	1	公募	5 年
合 計	19		

3 特別な取り扱いを予定している指定管理者の選定

(1) 障害者施設

ア 選定方法及び指定期間

		指 定 期 間	
		5 年間	長期（最長 10 年間）
選 定 方 法	公 募	<u>A：公募・5 年（原則）</u> ・障害者研修保養センター「横浜あゆみ荘」	<u>B：公募・10 年</u> ・知的障害者生活介護型施設「中山みどり園」 ・精神障害者生活支援センター ・知的障害者生活介護型施設「つたのは学園」
	非 公 募	<u>C：非公募・5 年</u> ・総合リハビリテーションセンター ・障害者スポーツ文化センター「横浜ラポー ル」 ・総合保健医療センター	

イ 選定方法及び指定期間の適用理由

取り扱い	理由
A： 公募・5 年	横浜市指定管理者制度運用ガイドラインの原則どおり
B： 公募・ <u>10 年</u>	民設民営で同種の事業を社会福祉法人が実施しており、公募を行った場合、複数の法人による応募が期待できる。 専門性を有する職員の確保、育成が必要である。 障害者自立支援法では、利用者に個別支援計画を作成することとされており、5～10年後を見据えた支援が適切とされている。 施設利用者の平均在所期間が 10 年である。
C： <u>非公募</u> ・5 年	福祉と医療の複数の機能を兼ね備え、総合的な対応を行う施設である。 障害に関する専門的な診断、評価及びそれに基づいた生活支援などを行うため、高度な専門性を必要とする。 障害がある利用者及び関連する福祉・医療等の機関と継続した関係性を維持する必要があるため、継続した担い手が運営する必要がある。 事業内容は本市独自であり、本市の施策を直接反映し、具体的な事業を展開する施設であり、将来的にも他の担い手が存在することが想定しにくい。 公平性、透明性を確保し、事業の効率的で適正な執行がなされているのかを評価する必要から標準指定期間（5 年間）とする。

【参考：横浜市指定管理者制度運用ガイドライン（抜粋）】

- 1 **選定を非公募で行う根拠**（運用ガイドライン 第4章 1 - (1) - 非公募理由）
 極めて高度の専門性を要すること、または利用者等との関係性の維持が極めて重要であることなどの事由により、将来(当該指定期間内)にわたり他の担い手が存在しないことが見込まれる場合：総合リハビリテーションセンターなど

- 2 **指定期間を10年とする根拠**（運用ガイドライン 第3章 1 - (1) - ）
 指定管理者の変更等の頻繁な実施が、施設の設置目的の達成に重大な影響を与えることが明白な場合等については、最長10年間：知的障害者生活介護型施設「中山みどり園」など

(2) 社会福祉センター、福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」

取り扱い	理由												
非公募・2年	<p>経緯</p> <p>平成21年度行政監査、第三者評価で指摘を受け、両施設のあり方と施設機能の見直しを行うため、次期指定管理者の指定期間を2年とし、非公募により現指定管理者を選定したい。</p> <p>見直し検討項目</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">社会福祉センター</td> <td style="width: 50%;">ウィリング横浜</td> </tr> <tr> <td>・利用率の低い部屋の用途転換 ・無料となっている部屋の適正な利用料金の設定</td> <td>・宿泊施設及びスポーツ施設のあり方 ・利用率の低い部屋の用途転換</td> </tr> </table> <p>スケジュール</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">年度</th> <th style="width: 85%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22年度</td> <td>・あり方検討会を設置、検討 ・第2期(23～24年度の2年間)指定管理者の指定手続き</td> </tr> <tr> <td>23年度</td> <td>・検討内容の市会報告 ・関係規定等の改正手続き</td> </tr> <tr> <td>24年度</td> <td>・第3期(25～29年度の5年間)指定管理者の指定手続き</td> </tr> </tbody> </table>	社会福祉センター	ウィリング横浜	・利用率の低い部屋の用途転換 ・無料となっている部屋の適正な利用料金の設定	・宿泊施設及びスポーツ施設のあり方 ・利用率の低い部屋の用途転換	年度	内容	22年度	・あり方検討会を設置、検討 ・第2期(23～24年度の2年間)指定管理者の指定手続き	23年度	・検討内容の市会報告 ・関係規定等の改正手続き	24年度	・第3期(25～29年度の5年間)指定管理者の指定手続き
	社会福祉センター	ウィリング横浜											
	・利用率の低い部屋の用途転換 ・無料となっている部屋の適正な利用料金の設定	・宿泊施設及びスポーツ施設のあり方 ・利用率の低い部屋の用途転換											
	年度	内容											
	22年度	・あり方検討会を設置、検討 ・第2期(23～24年度の2年間)指定管理者の指定手続き											
23年度	・検討内容の市会報告 ・関係規定等の改正手続き												
24年度	・第3期(25～29年度の5年間)指定管理者の指定手続き												

【参考：横浜市指定管理者制度運用ガイドライン（抜粋）】

- 1 **選定を非公募で行う根拠**（運用ガイドライン 第4章 1 - (1) - 非公募理由）
 指定管理者の法人格の変更、何らかの緊急性がある場合等、非公募とすることにその他の何らかの合理的な理由があるとき

- 2 **指定期間を2年とする根拠**（運用ガイドライン 第3章 1 - (1) - ）
 施設の事情等により短期間とする必要がある場合は、必要な期間